

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に関する意見募集の結果（全文）

【法人・団体】

Ⅲ. ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化

意見番号

Ⅲ-1 コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について

- 103 (社)音楽出版社協会
- 104 国際知的財産権同盟(IIPA)
- 105 角川映画(株)
- 106 国際レコード産業連盟(IFPI)
- 107 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会
- 108 障害者放送協議会
- 109 ソフトウェア技術者連盟
- 110 (株)テレビ朝日
- 111 (社)電子情報技術産業協会
- 112 (株)東京放送
- 113 (社)日本映画製作者連盟
- 114 (社)日本映像ソフト協会
- 115 日本行政書士会連合会
- 116 (社)日本ケーブルテレビ連盟
- 117 (社)日本ケーブルテレビ連盟
- 118 (社)日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
- 119 (株)日本国際映画著作権協会
- 120 日本知的財産協会
- 121 日本テレビ放送網(株)
- 122 日本弁理士会
- 123 日本弁理士政治連盟
- 124 (社)日本民間放送連盟
- 125 ビジネス・ソフトウェア・アライアンス
- 126 不法受信対策協議会((社)日本ケーブルテレビ連盟内)
- 127 マイクロソフト(株)

Ⅲ-2 インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について

- 128 国際知的財産権同盟(IIPA)
- 129 国際レコード産業連盟(IFPI)
- 130 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会
- 131 障害者放送協議会
- 132 (株)テレビ朝日
- 133 (株)テレビ朝日
- 134 (社)電子情報技術産業協会
- 135 (株)東京放送
- 136 (社)日本映像ソフト協会

- 137 (社)日本音楽著作権協会
- 138 日本行政書士会連合会
- 139 (株)日本国際映画著作権協会
- 140 日本知的財産協会
- 141 日本テレビ放送網(株)
- 142 日本テレビ放送網(株)
- 143 日本弁理士会
- 144 日本弁理士政治連盟
- 145 (社)日本民間放送連盟
- 146 (社)日本レコード協会
- 147 ビジネス・ソフトウェア・アライアンス
- 148 マイクロソフト(株)
- 149 ヤフー(株)

Ⅲ-3 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

- 150 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会
- 151 ソフトウェア技術者連盟
- 152 ソフトウェア技術者連盟
- 153 (社)電子情報技術産業協会
- 154 (株)東京放送
- 155 (社)日本音楽著作権協会
- 156 日本行政書士会連合会
- 157 (株)日本国際映画著作権協会
- 158 日本弁理士会
- 159 日本弁理士政治連盟
- 160 マイクロソフト(株)
- 161 ヤフー(株)

Ⅲ-4 国際的な制度調和等について

- 162 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会
- 163 障害者放送協議会
- 164 (社)日本映像ソフト協会
- 165 日本行政書士会連合会
- 166 (株)日本国際映画著作権協会
- 167 日本弁理士会
- 168 日本弁理士政治連盟
- 169 (社)日本民間放送連盟

法人・団体名： **社団法人音楽出版社協会**

該当ページ： 15

概要： コンテンツの価値を損なうような行為については、規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずる必要がある。

全文： 違法行為によるコンテンツ産業の損失が拡大しているのは、今回の報告書も認めるところであり、「コンテンツの経済的価値を損なうような行為については、国民の適切な情報アクセスの機会の確保にも留意しつつ、規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要である。」と考えます。

法人・団体名： **国際知的財産権同盟（IIPA）**

該当ページ：

概要：

全文： 第二に IIPA は、技術的措置の回避に対する日本の現行法制度の欠陥について、報告書で強調することを推奨します。著作権所有者は現在の電子商取引市場において、かつてないほど多くの作品を多くの方法で多くの使用者に使用可能とする主要ツールとして技術的措置への依存を強め、著作権作品へのアクセスおよび使用を管理しています。市場の混乱を阻止するには、かかる技術的措置を保護する包括的な法的禁止が求められます。作品へのアクセスを管理する技術的措置の回避行為に対し、また著作権資料の排他的権利行使を管理する技術的措置であるアクセス・コントロールまたは「コピー・コントロール」の回避を目的とするデバイスあるいはサービスの不正取引に対し、効果的な刑事および民事的救済が必要です。現在、日本法にはこれらの包括的禁止が欠如しています。アクセス・コントロールは不正競争防止法の下で保護されますが、刑事的救済は存在せず、コピー・コントロールは著作権法の下で保護されますが、民事的救済は存在しません。日本のように WIPO インターネット条約 [WIPO Internet Treaties] (WCT および WPPT) の下で義務を履行してきた他の多数諸国の制度と比較した場合、その法構造は遙かに及びません。IIPA は、同分野において日本法をさらに強化し包括的なものとするを強く支持します。

## 法人・団体名：角川映画株式会社

該当ページ：14

概要：増大する機会損失の調査も推進し、実態を把握した上で、具体的な施策を立案され、実行いただきたいと考えます。

全文：様々な端末等においてコンテンツ利用の機会が増大する一方、同時に機会損失も増大しています。実態の調査は、今後の方策を作成するにつけ、重要な要素であると考えています。その上で、今後想定されうる状況を踏まえ、具体的な施策を講じ、法制化されるべきではないでしょうか。

## 法人・団体名：国際レコード産業連盟（IFPI）

該当ページ：15～17

概要：アクセスコントロールを十分に保護し、回避行為を禁止することによって、技術的保護手段の回避に対する保護を強化すべきである。

全文：著作権法第 120 条の 2 は、コピーコントロール手段を回避するために設計された機器の流通を刑事罰により禁止している。著作権法は、回避機器の取引について民事責任を定めていないほか、回避行為については民事・刑事責任の何れにおいても禁止していない。同様に、著作権法は、(コピーコントロール手段の場合とは異なり) アクセスコントロールの保護を明確にしていない。アクセスコントロールの保護は不正競争防止法の下でなされているが、著作権法と同様、同法が禁止しているのは回避機器の取引行為であり、回避行為は禁止していない。本調査会報告によると、回避に係る既存の禁止条項の実効性について懸念が指摘されている。同報告は、回避によって権利者が受ける重大な被害に言及しており、それを防御する為の追加的措置の導入を検討している。特に、アクセスコントロールを保護するという選択肢が検討されている。技術的手段の回避行為に対する法強化が必要である。日本法は、アクセスコントロール回避機器の取引を明示的に禁止し、回避行為も明示的に禁止することによって利を得ることになる。追加的保護が導入されれば、「回避を防ぐための効果的な法的救済」を規定すべきとする WIPO 条約上の義務が十分に履行されることになる。(A) 回避行為に対する保護が必要である。技術的手段を保護する法的枠組の実効性を保証するためには、回避行為を禁止すべきである。回避機器の提供を禁止することは、回避に対する法的保護の要をなすものであるが、回避行為そのものの禁止が必要である。技術的手段のハッキング行為は、著作物を無許諾利用に晒すものである。特に、オンライン上では、保護手段が除去されたデジタル著作物は大量の違法流通・複製に晒されている。回避行為に対する保護を欠いた法的枠組の下では、技術的手段をハッキングすることによって著作物を違法複製・流通に供している個人に対して法的救済を求めることができず、権利者に重大な被害をもたらすおそれを招来している。(B) 著作権法はアクセスコントロールを明確にカバーすべきである。アクセスコントロール手段は、今日のデジタルマーケットにおいて重要な役割を果たす。著作物をインターネット上で公衆向けに利用可能にするクリエイターは、当該著作物へのアクセスが認められる条件を決定して実行するために、アクセスコントロールを利用している。デジタルコンテンツが無許諾でアクセスされないことを保証すれば、アクセスコントロールは適法なデジタル配信の発展を支援し、多様な選択肢を消費者に与えることになる。アクセスコントロール

は、デジタルネットワーク上における更なる著作物流通を促進し、オンラインサービスが不正利用から法的に保護されるとの一定の保証を権利者に与えることになる。アクセスコントロールに関する保護が不十分な場合、違法行為者は購入者向けの有料サービスによって利用可能となっている著作物を自由にハッキングできることになり、新サービスを発展させるインセンティブを損なう結果となる。不正競争防止法がアクセスコントロールを一定程度保護しているが、本報告で指摘されているように、回避行為に対する保護の実効性を損なうおそれのある誤解を避けるためには、アクセスコントロールの全面的保護が必要である。したがって、著作権法は、著作物への無許諾アクセスから保護するための全ての技術的保護手段を明確にカバーするよう、改正すべきである。

## 法人・団体名：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

該当ページ：

概要：著作権法等他の知財法制等との関連・バランスを鑑みつつも、実効性ある侵害対策等を担保し、著作権者等の権利の的確な保護を実現するための更なる法制度の検討を希望する。

全文：コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方についての当協会の考え方については、第8回本委員会におけるヒアリングでの意見表明の通りである。改めて概要を記すと、ネットを通じて、ゲームソフトをはじめとしたプログラムの著作物の無許諾複製物が大量に流通している状況に対し、ゲームソフトメーカーおよびゲーム機器のハードメーカーは、無許諾複製等を防御・無効化するさまざまな対策を行っている。しかしながら「マジコン」等の技術的な制限手段を回避する装置が、ユーザー間で大規模で広がっており、技術的な制限手段を回避する装置の製造・販売・頒布に対しては、現行法での規制に加えてさらなる法整備が必要である場合も存する。まず、「マジコン」等の技術的制限手段を回避する装置について、不正競争防止法違反を根拠に対策を行う場合、同法2条1項10号が、技術的制限手段の効果を妨げる機能「のみ」を有する装置・プログラムを規制の対象として規定している点が、大きな争点となっている。つまり、アクセスコントロールの回避以外の機能も有する「マジコン」が流通した場合には、不正競争防止法を根拠とした対策が困難になる可能性がある。そこで、不正競争防止法の「のみ」要件については、現在提起されている訴訟の結果等を鑑みつつ、現状の「マジコン」等の機器類の機能面のみならず、このような機器類の主たる利用目的が何であるかという点や、このような機器類の流通によって惹起されている違法アップロード行為の規模などの実態面も十分に勘案された見直しを希望する。また、現在の不正競争防止法では、技術的制限手段の回避手段の提供については、刑事罰が規定されていないが、提供行為の予防・抑止のためには刑事罰の定めが必要であるので、この点についても併せて検討されるべきと考える。さらに、不正競争防止法で規定される「技術的制限手段」の見直しに当たっては、現在著作権法で規定されている「技術的保護手段」との関係を念頭に置いた検討がなされる必要があることから、著作権法等他の知財法制等との関連・バランスを鑑みつつも、実効性ある侵害対策等を担保し、著作権者等の権利の的確な保護を実現するための更なる法制度の検討を強く要望する。なお、Ⅲ1.(5) 検討結果には、「コンテンツの経済的価値を損なうような行為については、国民の適切な情報アクセスの機会の確保にも留意しつつ、規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要」との結論が記述されており、規制を

見直すこと、措置を講ずることという結論自体には賛成である。しかし、そもそもコンテンツを提供する著作権者等が技術的制限手段を施さねばならないのは、「コンテンツの経済的価値を損なうような行為」すなわち不適切な情報アクセスに対抗するためなのであるから、技術的制限手段の回避に対する規定を改正したからといって、「国民の適切な情報アクセス」には何ら影響を及ぼさないことを申し添えておく。

法人・団体名：**障害者放送協議会**

該当ページ：15

概要：コンテンツの技術的な制限手段の回避を規制することで、障害者の情報保障が妨げられないよう、慎重に検討すべきである。

全文：報告案では「著作権侵害コンテンツの蔓延を防ぎ、ビジネスの対価が正当に権利者へ還元される環境を作る」ために、「コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制」を強化すべきとの見解が示されている。しかし「回避に対する規制」強化が障害者の情報保障促進の妨げとなることのないよう、慎重に検討を進められるべきである。

法人・団体名：ソフトウェア技術者連盟

該当ページ：

概要：1 安易な保護の拡大は、技術的保護手段を隠れ蓑とする不当な独占権を付与することになる。2 刑事処罰を含む規定であり明確に規定されたい。

全文：技術的保護手段については、一定の保護のために強化する必要性は認めるが、保護される範囲を拡張することについては慎重でなければならず、逆に許される範囲についても明文化することが望ましい。技術的保護手段は、過度に保護されれば技術的保護手段を名目に互換機能を有する機器の販売を禁止することを許容することになる。特にゲーム業界などでは、ゲーム機器メーカーがソフトメーカーを困い込もうとする傾向があり、また、攻略本について著作権侵害であると主張する等行き過ぎた保護を求める動きもある。このような現状で、安易な保護の範囲拡大は、自由な競争を阻害し、不当に独占権を付与することになりかねない。また、技術的保護手段の保護は、刑事罰による保護がなされており、特に、機器の開発者に萎縮的効果を与える可能性が高い。

法人・団体名：株式会社テレビ朝日

該当ページ：17

概要：不正競争防止法による規制の見直しに加えて、著作権法においてアクセス・コントロールの回避行為を早急に位置付ける必要があると考える。

全文：第17頁「アクセス・コントロールの回避行為については、ユーザーの間でもかなりの規模で広まっており、違法コンテンツのダウンロード等と相まって、その被害は増大してきていると考えられる」との認識を評価する。それゆえ、不正競争防止法による規制の見直しに加えて、著作権法においてアクセス・コントロールの回避行為を早急に位置付ける必要があると考える。

法人・団体名： **社団法人 電子情報技術産業協会**

該当ページ： 15

概要：報告案の提案は、十分な客観的事実を前提としていない。現行の規制を見直し、措置を講ずる必要があるとはいえない。

全文：報告案では、「アクセス・コントロールの回避行為については、ユーザーの間でもかなりの規模で広まっており、違法コンテンツのダウンロード等と相まって、その被害は拡大してきていると考えられる。」との前提が示されています。しかしながら、10月14日に開催された第8回の専門調査会の場において当協会より申し上げたとおり、「(3) 現状等」でまとめられている各業界からの被害の主張については、①については現在訴訟係属中のことであり現行不競法に実効力がないとの結論は出ていない状況であり、②については現行法によって相当程度対応可能なものが多いと思われ、また③については未だ明確な被害実態が存在するものではなく、したがって現行法制度以上の措置が必要であるとの結論が導き出されるには十分な客観的事実に乏しく、妥当性に欠くものと考えます。第8回専門調査会のヒアリングによっても、現行法が機能していないという主張がなされたわけではなく、「規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要である。」と方向付けることは不適當であると考えます。

法人・団体名： **株式会社東京放送**

該当ページ： 17

概要：アクセス・コントロールの回避等により正規流通が阻害されている現状を改善するため、不正競争防止法の見直しや著作権法による対応を検討することに賛成である。

全文：アクセス・コントロールの回避等により正規流通が阻害されている現状を改善するため、不正競争防止法の見直しや著作権法による対応を検討することに賛成である。特に、権利者側の負担を軽減するため、現状では不十分と考えられる不正競争防止法の規定を見直すことが必要である。



## 法人・団体名：社団法人日本映画製作者連盟

該当ページ：14～28

概要：後述する意見は、「Ⅲ. ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化」に対する全般的な意見です。

全文：「映画」の違法流通に関して、2005年に実施されたMPAA（アメリカ映画協会）の調査では、邦画、洋画を含めて、日本国内における著作権侵害の被害額が7億4千2百万ドル（当時のレートで820億円）に上ると発表しました。この内、P2Pソフトウェア等を利用した違法ダウンロードによる被害額は、1億7千8百万ドル（約200億円）となっています。そして、発表から3年が経過した現在では、動画投稿（共有）サイト等による新たな侵害が顕在化し、被害額は増大していることが想像されます。当連盟としては、インターネット技術の急速な進歩により、著作権侵害の態様が多様化、複雑化している状況を鑑み、法的にも技術的にも、現時点で可能となるあらゆる対策を講じ、インターネットにおけるコンテンツの適正な流通を担保していくことが肝要であると考えています。従いまして、「Ⅲ. ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化」の方針には全面的に賛同いたします。

## 法人・団体名：社団法人日本映像ソフト協会

該当ページ：15～17

概要：CSS や AAC S 等の複製制御目的の暗号化技術を著作権法上の複製制御技術に位置づけること及び著作権保護技術を無効化してする複製の権利制限からの除外を要望します。

全文：以下の理由から、複製制御目的の暗号化技術を著作権法2条1項20号の技術的保護手段に含めることを要望いたします。また、それが技術的保護手段に当たらないというのであれば、「何らかの方法により複製が実質的に制限される技術」である著作権保護技術を無効化して複製する行為を、著作権法30条の権利制限から除外していただくことを要望いたします。1. CSS等の暗号化技術の目的について 「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」（以下「本報告書」といいます。）16頁では、「DVDビデオやBlu-rayディスク等には、コピーコントロールの技術が施された特定の機器においてのみ視聴が可能となるような暗号化技術が施されている。」との記述があります。しかしながら、DVDビデオやBlu-rayディスク等の暗号化技術は、「コピーコントロールの技術が施された特定の機器においてのみ視聴が可能となる」ことを目的とした技術ではなく、「複製しても複製鍵までは複製できず再生できないため、複製を防止又は抑止できる」ことを目的として開発され、用いられている技術です。2. 30条1項2号と30条2項との不整合 平成19年10月の「文化審議会著作権部会私的録音録画小委員会中間整理」では、著作権保護技術を「何らかの方法により複製が実質的に制限される技術」（41頁）と定義し、「CSSと呼ばれる著作権保護技術」と述べ（51頁）、CSSを著作権保護技術と位置づけています。著作権法30条2項との関係では「複製が実質的に制限される技術」として補償の必要性を否定する一方、同条1項2号では「アクセスコントロール機能のみの技術」（平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」75頁）として複製と無関係の「視聴制御技術」と位置づけられるのは、整合性を欠いているのではないのでしょうか。また、社団法人電子情報技術産業協会（以下「JEITA」といいます。）は、2008年10月14日の貴調査会において「現行の法制度による対応が相当程度可能というふうに見える」と述べています。同日の資料によりますとJEITAの主張は、コピー・コントロールとアクセス・コントロールを重畳的に施されている場合には、コピーコントロールの回避に関しては、著作権法における技術的保護手段の規制が及ぶと解されているから、CSS等の暗号化技術に関し新たな規制は必要ないということだと思われ（「コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について」2頁脚注4）。しかし、CSSをアクセスコントロール

としたままで CGMS の回避が著作権侵害であるというのであれば、CSS のみを無効化して複製する行為は、著作権法上適法となります。 他方、同協会は、平成 19 年 10 月の文化庁文化審議会著作権分科会の意見募集に対する「第 2 節 著作権法第 30 条の範囲の見直しについて」に関する意見では、「著作権保護技術が利用されている場合の録音録画は、そもそも第 30 条の適用を除外すべきである。」と主張していますから、著作権保護技術が用いられている DVD ビデオの録画は 30 条の適用を除外すべきことになり、CSS のみを無効化して複製する行為も 30 条の適用を除外すべきこととなります。 したがって、JEITA の貴調査会での主張は、著作権法 2 項の補償金に関する主張と整合性を欠くものとなっています。 3. 技術の活用の多様性 技術は、様々な目的で活用できるもので、ある技術がどのような手段なのかは、その技術を利用する目的によって決まってくるものです。暗号化技術は、視聴制限手段としても、上映制限手段としても、複製制限手段としても用いることができます。 DVD ビデオや Blu-ray に用いられている暗号化技術は、完全な形で複製することを制限する手段であり、その意味で複製を防止又は抑止する手段です。 したがって、DVD ビデオや Blu-ray に用いられている暗号化技術を著作権法 2 条 1 項 20 号の技術的保護手段と位置づけるよう要望いたします。 4. 「著作権保護技術」を無効化して行う複製を 30 条の適用除外とすること 著作権保護技術（何らかの方法により複製が実質的に制限される技術）は、少なくとも複製を抑止することができますので、著作権法 30 条 1 項 2 号の技術的保護手段に含めるべきであると思われます。しかし、このような著作権保護技術のうち、複製を防止又は抑止する技術に該当しないものがあり、技術的保護手段に含めるべきでない著作権保護技術があるのならば、実質的に複製が制御される著作権保護技術を無効化して行う複製に関して新たに 3 号を新設し、著作権法 30 条の権利制限の対象外とすることを要望いたします。 そして、このような考え方は、社団法人電子情報技術産業協会が 2007 年 10 月に表明された「著作権保護技術が用いられている場合には著作権法 30 条を適用すべきではない」との見解からも論理必然的に導き出されるものです。 以上

**法人・団体名：日本行政書士会連合会**

該当ページ：

概要：

全文： ネットを通じての違法コピー等が多く見られることにかんがみ、何らかの「アクセス・コントロールの回避行為」に対する措置が喫緊の課題ではないかと思われる。著作権法に位置づけることは議論が必要と思われるため、不正競争防止法での検討や特別措置法の検討をしてはいかがかと思われる。

法人・団体名：社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

該当ページ：15, 16, 17

概要：不正競争防止法の見直しについて強く希望します。

全文：ケーブルテレビによる有料放送の技術的制限手段を回避し、ケーブルテレビ会社との契約無しに”ただ見”する不正視聴行為は2003年から健在化し猛威をふるっている。これらの不正行為に使用される所謂”違法チューナー”は既に全国で30万台は流通していると推定され、ケーブルテレビの有料放送が逸失した視聴料は年間180億円と推定される。また、違法チューナーに限らず、浮遊 B-CAS カードと浮遊 STB を使用して、CS デジタル放送を視聴する機器も蔓延しており、本来デジタル放送の視聴制御を目的とした方式が不正視聴に利用されている現状に非常に危機感を覚える。現行法による対策は当方により出来得る限りのことは行ったが、罰則規定（不正競争防止法）がない、かつ罰則があっても”筋違い”の法律の適用（電気用品安全法）では、もはや限界であることは明白である。以上のことから、不正競争防止法の見直し（”回避機能「のみ」”の「のみ」を削除、及び罰則規定の設置）を強く希望します。

法人・団体名：社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

該当ページ：15, 16, 17

概要：著作権法にアクセスコントロールの回避行為を位置づけることを強く希望します。

全文：有料コンテンツであるケーブルテレビの番組の技術的保護手段を回避し、”ただ見”する機器を製作・販売する行為が蔓延しているが、これは「実験用であれば構いません」などという説明で”ただ見”を冗長する行為であり、本来ケーブルテレビ会社との契約により専用機器の貸与により視聴する必要があるにも関わらず、”ただ見”を正当化するような視聴者/国民を欺く行為である。従って、長年にわたり検討されている著作権法によるアクセスコントロールの回避行為を位置づけることを強く希望します。

法人・団体名：(社)日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

該当ページ：15 頁以下

概要：新しい技術的な制限手段の登場と、その回避手段の登場に応じて、現行の法的規制を見直し、視聴者の利便性にも留意し、被害を防止するための法的措置の検討が必要である。

全文：(一)「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」でのヒアリングにおける、権利者団体からの調査結果が示しているように、ネット上におけるコンテンツの違法流通が、正規のデジタル・コンテンツ流通の妨げになっていることは明らかである。ネット上におけるコンテンツの違法流通を蔓延させないために、コンテンツに技術的な制限手段を施すことは、有効な手立ての一つであることは否定できない。(二)次々と新しい技術的な制限手段が開発され、コピーコントロール機能にアクセスコントロール機能を付加するといった保護技術の複合化が進んでいる。これまでも、技術的な制限手段の回避に係る規制の見直しについては、様々な検討が行われているところであるが、現行の著作権法又は不正競争防止法による規制の内容が不十分であることから、このような新しい技術的な制限手段が回避されてしまう状況が生まれている。(三)例えば、デジタル放送におけるコンテンツ保護方式を担保する手段である現行の B-CAS カードを流用し、コンテンツ保護方式を回避するための製品が流通している。この問題については、総務省・情報通信審議会情報通信政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において、法的規制に基づく制度的対応も視野に入れつつ、先ずは、どのような技術的改善が可能であるのかについて、検討がまさに進められているところである。(四)したがって、法的措置の対応案は、どのような法的枠組みによるのが適当であるのかは別にしても、正規のデジタル・コンテンツの流通形態を確立するため、新しい技術的な制限手段の登場と、その回避手段の登場に応じて、現行の法的規制の内容を見直し、コンテンツを視聴する者の利便性にも留意しつつ、被害を防止するための実効性のある法的措置の検討が必要である。以上

法人・団体名：株式会社 日本国際映画著作権協会

該当ページ：15

概要：複製制御目的の暗号化技術を、著作権法上の複製制御技術に位置づけること及び著作権保護技術を無効化してする複製を著作権法 30 条の権利制限から除外することを希望します。

全文：コンテンツホルダーが自らの著作物の価値を維持し、かつ保護するために導入した技術は、それが複製を制御する技術であれ、アクセスを制御する技術であれ、自らの権利を守るために導入したものであります。従いまして、これを回避、または無効化して行う私的使用目的の複製まで適法と位置づけるだけの合理性、妥当性はありません。コンテンツホルダーは、自らが創作したコンテンツの利用の時期、媒体等を選び、活用の効果を高めることを意図します。コンテンツホルダーが導入する様々な制御技術は正に自らの権利を保護するために導入するものであり、著作権法 30 条の文言の下に、かかる権利者の努力まで阻害することは妥当ではないと考えます。また、かかる制御技術を導入している映画の著作物は、多数のクリエイターの英知、製作資金、そして製作作業を経て創作されるものであり、かつ私的複製の手段によらずとも映画の市場で提供されているDVDやブルーレイディスクを購入またはレンタルして視聴することが出来ることを考えれば、上記の技術制御を回避して行う複製まで容認する必要はありません。デジタル技術及び複製技術の革新的進化により、今や「複製品」は単なる「コピー品」から「クローン」と言えるまでになっており、私的使用目的のための複製といえども全く劣化しない複製品が瞬時にして作成される事態は権利者による通常の利用を妨げるものであり、また権利者の利益を著しく侵害するものである。このような状況からも、侵害権利者の承諾なく、私的使用目的のための複製の名の下に、何らの対価も支払わずに、複製を容認すること自体を見直す時期が正に到来している。旧著作権法は、機械的手段を用いた複製を禁止していました。新法の導入の際、将来、複製技術が未曾有の発展を遂げる場合には、30 条を見直すべきであると指摘する識者もおりました。即座に抜本的解決を期待することは難しいかもしれませんが、権利者の自衛策を無効化する行為、機器の全てにつき著作権法上の然るべき措置を講じて頂きたいと考えます。米国においてはタイムシフト視聴のための一時的複製は容認しているものの、その他の複製は禁止されています。

法人・団体名：日本知的財産協会

該当ページ：17

概要：趣旨には賛同するが、法的措置を講ずるにあたっては現行制度の実効性の検証が不可欠。著作権法にアクセス・コントロールの回避の問題を位置付けることには慎重であるべき。

全文： 「コンテンツの経済的価値を損なうような行為については、国民の適切な情報アクセスの機会の確保にも留意しつつ、規制を見直す方向性には大きく異存はないが、法的に「被害を防止するための措置を講ずることが必要」と判断するためには、「現行制度の実効性の検証」が不可欠であり、一定の慎重さが求められるものと考ええる。とりわけ、著作権法の中にアクセス・コントロールの回避の問題を位置付けることは、同法の根幹にも関わる問題であるため、より慎重さを要求される。報告案にも記載のとおり、「アクセス・コントロールにより保護される内容が著作物とは限らず」、「視聴やプログラムの実施は著作権法上の支分権の対象ではない」からである。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：15 頁 1 行目～

概要：ダビング10のような国とメーカーを含む当事者間で合意されたルールに関しては、関係者以外の者にも遵守をさせるための法改正を求めます。

全文：この報告案にあるとおり、デジタル技術の発展に伴いコンテンツの技術的制限手段はコンテンツ産業にとって重要なものとなってきています。さまざまなネット関連のサービスの登場により、コンテンツ産業が壊滅的な打撃を受けてからでは遅い状況が迫っていると考えます。放送コンテンツに関しましては、総務省の情報通信審議会において、メーカーも含めてダビング10というコンテンツ保護に関しての合意が形成されました。このルールは、現在、関係者であるメーカーによって遵守されています。関係者だけでなく、全てのメーカーが遵守すべきルールとするため、技術的制限手段への機器の対応の義務付けに向けた不正競争防止法等の法改正が必須と考えます。

法人・団体名：日本弁理士会

該当ページ：17

概要：「(5) 検討結果」の項は、実効性の検証を置き去りにして制度的な検討を進める印象がある。実効性の検証を十分に行った上で現行制度の不都合を解消することを明確にすべき。

全文：第17頁の「(5) 検討結果」において、「現行制度の実効性の検証は当然に行うべきであるが、……規制を見直し、被害を防止するための措置を講じることが必要である。」と述べられているが、実効性の検証を置き去りにして制度的な措置の検討を進める印象が拭えない。法改正を検討するにしても、実効性の検証をまずは十分に実施し、その上で、現行制度で手当てできない不都合があれば対策する、というスタンスを報告書にて明確化されることを希望する。

法人・団体名：日本弁理士政治連盟

該当ページ：15

概要：「Ⅲ-1. コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について」結論として、現行制度を利用した規制、及び学校教育等による著作権の基礎的な知識の普及、及び遵法精神を継続的に国民に訴えるような地道な運動しかない。

全文：「Ⅲ-1. コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について」問題の所在として、近年のデジタル化の進展により、違法な暗号解読ソフトの流通等による「技術的制限手段の回避」により、コンテンツ産業の経済的損失は大きく、「アクセス・コントロール」について検討した点、については評価できる。プロバイター等を法的に規制して、この「アクセス・コントロール」をしたとしても、技術進歩により、合法的な回避手段が出現し、所謂イタチごっこになりあまり意味がない。同様に、「マジコン」等の回避装置も、通常は汎用的な機器であり、この製造、販売に刑事罰を課することは技術的にも法的にも無理がある。結論として、現行制度を利用した規制、及び学校教育等による著作権の基礎的な知識の普及、及び遵法精神を継続的に国民に訴えるような地道な運動しかない。

## 法人・団体名：社団法人 日本民間放送連盟

該当ページ：17

概要：コンテンツの経済価値を損なうような行為に関する規制を見直し、被害を防止するための措置を講じることについて賛成する。

全文：コンテンツの違法流通によって正規コンテンツの流通が阻害され、ビジネスの対価が権利者へ還元される環境が損なわれている現状を改善するため、不正競争防止法による規制を見直すことや著作権法においてアクセス・コントロールの回避行為を位置づけることが必要である。特に、権利者負担を軽減するため、不正競争防止法に刑罰規定を盛り込むことを検討すべきと考える。一方、地上デジタル放送のコンテンツ権利保護については、その放送開始にあたって、著作権法および不正競争防止法の観点から「制度」によるエンフォースメントを行うことが議論されたが、その実現には至らず、「技術・契約」によるエンフォースメントの手段の1つとして現行のエンフォースメントを選択した経緯がある。その結果、現在、視聴者や権利者等から、現行の「技術・契約」によるエンフォースメントの課題として、①視聴者の意識に関するもの、②コストと効果に関するもの、③基幹放送の性格に関わるものの3点が指摘されている。こうした事実を十分勘案のうえ、基幹放送である地上デジタル放送のコンテンツ保護の施策とエンフォースメントの具体的なあり方については、関係省庁間の連携を一層具体化し、2011年のデジタル放送完全移行までに改善を図るべく、「制度」によるエンフォースメントを含めて検討を促進すべきである。

## 法人・団体名：ビジネス・ソフトウェア・アライアンス

該当ページ：

概要：技術的手段回避に対応すべきことについて賛成。各国もWIPO著作権条約上の義務履行にあたり、アクセス・コントロールを含む技術保護手段回避を防止する規則を定めている。

全文：専門調査会は、著作物へのアクセスをコントロールする技術的手段の回避によって著作権者が被害を受けている事例をいくつか挙げています。機器等の製造事業者から専門調査会に出されている意見に反して、これらの技術の回避に対する権利者保護の対策は時期に合ったものであり、かつ必要なものです。著作権に関する世界知的所有権機関条約（「WIPO著作権条約」）の当事者国として、日本は、著作権者が自己の著作物の侵害を防ぐために用いる技術的手段の回避に対する十分な法的保護及び有効な法的救済を規定する義務を負っています。十分な法的保護とは、アクセス・コントロール技術の回避に対峙する法的保護、及び、そのような回避手段の普及に対峙する法的保護を含む必要があります。本報告案にあがっている事例が示唆するように、著作権の権利者は、著作物を保護し、また、創造的なビジネスモデルを可能とするアクセス・コントロールにますます期待を寄せています。この傾向は、WIPO著作権条約が調印された1996年の時点ですでに明らかなものでした。条約の広汎な義務規定の文言について、アクセス・コントロール手段の回避に対峙する保護が除外されていると解釈することは、まったく妥当ではありません。オーストラリア、チリ、シンガポール、EU諸国、及び米国は、WIPO著作権条約上の自国の義務を履行するにあたり、アクセス・コントロール機器を含む技術保護手段の回避を防止するための規則を定めました。BSAは、アクセス・コントロール技術が回避されることにより、又はそのような回避を実行するための手段が容易に入手できることにより生ずる被害に対する対策を導入することについては賛成します。著作権で保護されていないコンテンツへのアクセスについては懸念がありますが、保護の範囲を慎重に定め、必要に応じて限定的な例外も併せて規定することにより、この懸念は払拭することができるものと思います。しかしながら、何の対策もとらないことは、著作権者に対する多大かつ現在進行形の被害を存続させてしまうことになるので、選択肢ではありません。

法人・団体名：不法受信対策協議会（社団法人 日本ケーブルテレビ連盟内）

該当ページ：15, 17

概要：ケーブルテレビの不法受信を抑止するため、不正競争防止法の規制強化を希望します。

全文：ケーブルテレビでは不法受信の問題が発生しています。これはアナログもしくはデジタルの有料放送サービスのスクランブルを違法チューナー等により役務提供者の意思によらず解除し、役務提供者との契約なしに無断で受信する行為で、当該行為により、ケーブルテレビ事業者、番組供給事業者、著作権者の営業上の利益が著しく損なわれているばかりでなく、利用の公平性も損なわれています。現行の不正競争防止法では、技術的制限手段の回避をする違法チューナーの規制対象となる行為が輸出入などの流通に関する行為に限られ、さらに刑事罰の適用がないため、当該行為は抑止されないばかりか、新たな形態の不法受信も顕在化しつつあります。このように違法チューナーの販売に歯止めがかからない現状を鑑みると、差し止め、損害賠償による民事的な制裁のみで対応することには、限界があるものと考え、違法チューナーの輸入・販売行為を抑制していく上で、不正競争防止法を改正し、罰則規定を新設することが必要になるものと考えられます。（参考）米国では、クリントン政権時に連邦通信法を大幅に改正し、新しく1996年に電気通信法が施行された。その中で、ケーブルテレビ事業者の許可なしに電波を傍受・受信・送信する行為が禁止され、違反者には刑罰が科せられている。不法受信の一般罰則としては、罰金額最高11万円、禁固刑6ヶ月以内であり、いずれか、または両方が適用される。また、不法受信を商業目的（製造、販売を含む）で行った場合の罰則としては、罰金額最高550万円、禁固刑2年以内、さらに、常習者については、2回目以降罰金額1,100万円、禁固刑5年以内となる。

法人・団体名：マイクロソフト株式会社

該当ページ：

概要：アクセスコントロール回避によるコンテンツの違法な蔓延に対する対策が必要であるが、その方法については被害の実態をさらに検討すべき。

全文：著作物へのアクセスコントロール回避による違法なコンテンツ流通への対応を検討するための規定等の見直しは必要であるが、アクセスコントロールそのものが特許で守られているものである事も多いため、どの法律或いは方策によって更なる対策が可能かを、被害の実態と現行法での対応の可能性を含め、さらに検討することが必要と思料。



## 法人・団体名：国際知的財産権同盟（IIPA）

該当ページ：

概要：

全文：第三に、報告書は ISP の責任問題を取り上げています。IIPA は、ピア・ツー・ピア（p2p）サービスを通じた新たな侵害手段の増加を含むがこれに限定されない技術的变化および市場変化を踏まえ、2001 年プロバイダ責任制限法 [2001 Act on Limitation of Liability of Providers] を見直すべきであるとの点に賛成します。ISP および他の仲介業者に適用される根本的な責任規則は明確化する必要があります。また、オンライン侵害行為の識別と救済に際し著作権保有者への協力を促進するため、仲介業者に与えるインセンティブを強化する必要があります。侵害を行った ISP 加入者を識別する迅速かつ簡略な手順、ならびに侵害を繰り返す加入者に対する有意義な制裁措置は不可欠です。IIPA は、オンライン著作権侵害問題に対する産業間アプローチも強く支持します。この問題は、著作権保有者ならびに強力な電子商取引市場の構築を目指す合法的 ISP の両者にとり有害であることから、著作権保有者と ISP 間の自主協定が望ましく、両者に対する法的障害は最大限可能な範囲内で最小化する必要があります。我々は日本政府に対し、かかる産業間協議に積極的に参加して、その成果により ISP の協力強化を通じオンライン侵害行為への効果的対処目標を確実に促進すること、さらに所期目標の達成ならびにかかる協定当事者以外の ISP によるただ乗り防止を目的とする立法および/または規制行為の必要性を判断することも奨励します。裁判所が明確な権限を保持し、発生が確認された侵害行為について救済を講じ、再発を防止するための適切な措置を命じることも必要です。

## 法人・団体名：国際レコード産業連盟（IFPI）

該当ページ：18～22

概要：ISP 責任の問題については、オンラインでの違法対策における ISP の役割を明確にする、という観点から再考されるべきである。

全文：オンラインネットワークの急速な成長は、デジタルコンテンツの保護に関して大きな課題をもたらした。近年の技術的進歩によるオンライン環境の変化が、著作物の違法利用への対処を考えるうえで、ISP の責任・ならびに彼らがすべき協力の範囲を再考することを余儀なくしている。この報告書では、オンライン上のコンテンツ保護はますます困難になっており、またオンラインの著作権侵害が急増していることが明記されている。また、P2P ネットワークや掲示板を介した新たな違法利用に関して、ISP の役割を見直す必要があるとも述べている。こうした見直しは今こそタイムリーなものであろう。

オンライン違法対策について、本調査会は、①ISP と権利者の間で自主的取組を促進する可能性、②ISP 規制について「実効的手段」に関する義務を創設する可能性を検討したもの

と報告書から理解している。この報告書はさらに「自主的な取組を発展させることと併せて、制度上の見直しについても検討を行い、実効性のある方策を構築する」という両方のアプローチを提案している。

オンライン侵害に関して効果的に対応し侵害のレベルを著しく減らすためには、政府が業界間合意に関して積極的な役割を担い、同時に ISP 協力を確保するための法的枠組みを作るべきである。オンライン侵害に関して、すべての ISP が実効的な方策をとることを義務とするといったような自主的取組は、政府のサポートによってのみ成功するだろう。この（ISP の義務とすべき）方策に関しては、段階的措置（警告から始まり、侵害を繰り返す者についてはアカウント停止まで行う）を含むべきであるし、また技術的手段の実装についても検討されるべきである。いずれにせよ、いかなる検討も、日本のすべての ISP を巻き込むべきである。他国の例が物語っているが、ISP は、同じルールが他のすべての ISP にも適用されることを条件に対応しようとするからである。

日本のように多くの諸外国でも、オンライン侵害が権利者にもたらす悪影響に対抗するため、実効的解決策を現在考えている。他国で採用されているアプローチには、立法措置、政府の支援を受けた交渉や合意、またこうした解決策の組み合わせが挙げられる。フランスや他の諸外国では、オンラインでの侵害常習者に対応するための段階的処置のシステムが導入されている。こうした、常習的な侵害行為に用いられた

アカウントの一時停止や終了といった段階的制裁を取り込んだシステムは、オンライン侵害の実効的な抑止策として寄与している。この段階的措置のシステムは 2007 年 11 月の「エリゼ合意」で合意され、現在政府法案に組み込まれている。イギリスでは、政府の推進を受けて締結された覚書が、ISP に対して、侵害者向けの警告書送付を求めている。同時に、政府は P2P 侵害対策のための法制化協議を始めたほか、P2P 対策に関して政府の行為準則のベースとなるような技術的解決策を見出すべきというタスクを業界団体に課した。ヨーロッパ諸国やアジアにおいても、多くの国で同様のアプローチが検討されている。ニュージーランドでは侵害常習者のアカウントを停止する義務を ISP が負うという新しい法制度が 2009 年 2 月に発効される。韓国では、政府法案においてオンライン侵害に対する段階的制裁の行政手続が創設されている。この制裁措置は、警告の送付やオンラインサービス事業者によるアカウントの停止を含み、また行政的制裁命令に従わないオンラインサービス事業者に対する制裁を含む。

日本の ISP 責任法は 2001 年に採択された。それ以降の主な発展を見ても、法制の見直しは時宜にかなったものである。報告書でも触れられているように、現在のオンライン侵害は、数年前には存在しなかったようなものまで、様々な形のものがある。違法ファイルのトラフィック規制が可能であることや利用者との関係性を考えると、ISP は、侵害を抑制することのできる唯一の者である。古い法制度を新しい技術に適用する際に権利者が直面する困難は評価しすぎることではないし、オンライン侵害に対する追加の実効的措置が必要

である。フランスやイギリスの取組は、早めの解決策が必要であり、ISP のより積極的な役割を盛り込むべきであるとの認識を反映するものである。

P2P やその他侵害形態に対して、ISP が積極的に規制に協力するような法的枠組の策定に日本政府がとりかかる際には、IFPI は喜んでさらなる情報を提供し、援助する。

## 法人・団体名：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

該当ページ：

概要：インターネット・サービス・プロバイダ等の責任に関しては、著作権侵害の実態変化に合わせ、削除要請等の権利者による侵害対策への実効性が担保できるよう、現行制度に関する議論を深めてほしい。

全文：まず、本記述のタイトルは「インターネット・サービス・プロバイダの責任」とされているが、そこで議論されている内容は、その範囲を越え、いわゆるプロバイダ責任制限法に定める「特定電気通信役務提供者」の責任となっているようにも思われる。しかし、仮に「特定電気通信役務提供者」全般を対象とするのであれば、インターネット・サービス・プロバイダのみならずネット上の電子掲示板を設置・管理している個人も対象に含まれることになるが、後者に対しても侵害を防止する技術的措置を講じさせることは事実上困難であることが想定される。そこで、侵害を防止する技術的措置を義務づけることについては、「特定電気通信役務提供者」から事業として通信を仲介する者を切り出した上で、その者に対しての義務づけの適否につき検討されることを希望する。また、インターネット上の著作権侵害に関しては、ファイル共有ソフトによるものが深刻化しており、現行のプロバイダ責任制限法では、インターネット・サービス・プロバイダに対して行う削除要請が機能しない場面も少なくない。そこで、インターネット・サービス・プロバイダ等の責任に関しては、著作権侵害の実態変化に合わせ、削除要請等の権利者による侵害対策の実効性が担保できるよう現行制度に関する議論を深めていただくことを希望する。

法人・団体名：**障害者放送協議会**

該当ページ：18

概要： プロバイダの責任を強化することが、障害者の情報保障の妨げとならないよう、慎重に検討すべきである。

全文： 報告案ではインターネット・サービス・プロバイダの責任を、強化する旨の見解が示されている。プロバイダの責任を強化することが、障害者の情報保障促進の妨げとなることのないよう、慎重に検討を進めるべきである。

法人・団体名：**株式会社テレビ朝日**

該当ページ：

概要： ネット上の模倣品・海賊版対策について民間の自主的な取り組みには限界があり、より実効性のある対策が必要と考える。

全文： 第21頁については、ネット上の模倣品・海賊版対策について民間の自主的な取り組みには限界があり、より実効性のある対策が必要と考える。

法人・団体名：株式会社テレビ朝日

該当ページ：22

概要：「侵害防止措置」の有用性が未だ確立していないなかで、「侵害防止措置」を導入すれば即「免責」とするのは時期尚早と考える。

全文：第22頁 「合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付ける～」とあるが、「侵害防止措置」の有用性が未だ確立していないなかで、「侵害防止措置」を導入すれば即「免責」とするのは時期尚早と考える。

法人・団体名：社団法人 電子情報技術産業協会

該当ページ：18

概要：報告案において、技術的な侵害防止措置の導入を義務付けるとしていることは妥当ではなく、反対する。

全文：報告案では、「自主的な取組を発展させることと併せて、制度上の見直しについても検討を行い、実効性のある方策を構築することが必要」とし、対策案の例として、特定のプロバイダに対する「技術的な侵害防止措置の導入を義務付けること」が挙げられています。このような義務付けが、通信の秘密（憲法21条2項後段）に抵触しないのか、疑問なしとしません。また、プロバイダ自身による自主的な取組が大きな効果を示している中で、そのような努力及び成果を省みずに、プロバイダに対して特定の措置を義務付けることは、法的規制が最後の手段であるべきとの考えからいっても、不適當であると考えます。

## 法人・団体名：株式会社東京放送

該当ページ：22

概要：動画投稿サイト運営者等特定のプロバイダには技術的な侵害防止措置の導入を義務付けることに留まらず、違法コンテンツ防止の直接的責任を負わせるようにすべきである。

全文：現在、正規コンテンツのネット流通が期待されたほど十分に進んでいない一つの大きな原因は、違法コンテンツが大量にネット上に氾濫していることである。従って、違法コンテンツ対策はネット流通を促進するために重大な意味を持っているが、そのためにもプロバイダ責任制限法を改正して、従来の「ノーティス・アンド・テイクダウン」の枠を超えて、プロバイダ自身に違法コンテンツ防止の直接的責任を負わせるようにすべきである。つまり、報告案に盛り込まれたように技術的な侵害防止措置の導入に留まらず、プロバイダの法的責任をより強化する方向が望ましい。

## 法人・団体名：社団法人日本映像ソフト協会

該当ページ：18～22

概要：動画投稿サイト運営者等特定のプロバイダは、権利侵害を未然に防ぐ措置を講ずる義務があり、損害賠償責任や差止請求に関する免責規定は設けないことを要望します。

全文：「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」（以下「本報告書」といいます。）22頁では、「動画投稿サイト運営者等特定のプロバイダには合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けることが考えられる。」とする一方、「著作権侵害防止措置を導入していること等一定の要件を満たす事業者は、損害賠償請求や差止請求などを受けないこととする明確な免責規定を設けることが考えられる。」しています。この点について当協会は次のように考えます。動画投稿サイト運営者は、投稿される動画の公衆送信を目的としてサイトを運営しているのですから、投稿される動画を公衆送信する主体と考えるべきです。したがって、投稿される動画を公衆送信可能にする前に、あらゆる手段を用いて権利侵害を防止する義務があるというべきです。また、動画投稿サイト運営者が公衆送信の主体でないと判断される場合であっても、動画投稿サイトという性質上、著作権侵害の結果発生は当然予見可能なものであり、その運営者を免責する必要は無いのではないのでしょうか。実際、著作権保護に注意を払っている動画投稿サイトは、アップロードされるコンテンツをサイト運営者が目視確認して、権利侵害の防止に努めています。技術的な侵害防止措置導入を義務付けることは大変結構なことですが、それを以って「損害賠償責任や差止請求などを受けないこととする明確な免責規定を設けること」（本報告案 22頁）は、著作権保護への配慮を欠く一部の動画投稿サイト運営者に過度な免責を与えることになりかねません。動画投稿サイトにおける著作権侵害の問題は、著作権侵害かどうかの判断が難しい事例ではなく、劇場用映画や放送番組等、制作者の表示その他で投稿者にアップロードする権限が無いことが容易に判別できる事例です。しかも動画投稿サイトは、投稿者に対して対価を支払うことなく自己が運営するサイト上に著作物を置いているのが通例です。サイト運営者は何らの出捐もなく著作物を利用しているのですから、著作物使用料相当額の損害賠償責任を免責する合理的理由はありません。また、「差止請求を受けないこと」とするならば将来にわたって無償で著作物を利用できることとなりますので、著作物利用権の善意取得を認めるようなものです。しかし、投稿者がアップロードする正当な権限があると信じるに足る事情もなく、善意も無過失も要求することなく、著作権者がアップロード者に正当な権限があるかのよ

うな外観を作出したわけでもなく、何の落ち度もない著作権者に不利益を負わせ、サイト運営者が著作物を利用し続けられることを正当化する根拠はどこにあるのでしょうか。また、同一コンテンツを著作権者の許諾を得て対価を支払い配信している事業者との対比で考えるならば、動画投稿サイト運営者は無償で将来にわたってアップロードしつづけることができ、許諾を得た配信事業者は対価を支払い続けることとなります。このような正直者が馬鹿をみる結果を招くべきではありません。動画投稿サイト運営者の責任に関するご審議では、このような動画投稿サイトの実態を充分ご考慮いただきますようお願いいたします。

## 法人・団体名：社団法人 日本音楽著作権協会

該当ページ：21

概要：『技術的な侵害防止措置の導入』には効果を期待するが、プロバイダの免責と関連づけるのであれば、プロバイダの多様な性質を踏まえ慎重な検討が必要である。

全文：当協会は、平成 14 年 10 月以降、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき、著作権を侵害する音楽ファイルの送信防止措置請求をサービスプロバイダに対して行っている。平成 20 年 9 月までに削除要請をした違法ファイルの累計は、延べ 33 万ファイルを超えており、そのほとんどが実際に削除されている。この点では、同法及び同ガイドラインが十分機能しており、違法利用の削減に効果を上げているといえる。しかしながら、現行の枠組みでは、公開されている著作権侵害コンテンツの数を減らすことには効果があっても、著作権侵害の発生を根本的に防止することは極めて困難である。実際、インターネット上の著作権侵害コンテンツのアップロードは後を絶たず、年々増加している状況である。このような状況を改善するための方策として、報告案で提案されている「合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入」をプロバイダに義務付けることは、一定程度の侵害防止の効果が期待できると考える。ただし、この導入とプロバイダの免責との関連付けを検討するにあたっては、次の点に配慮した上で慎重に行うべきである。すなわち、ひとくりにプロバイダといっても、インターネットへの接続サービスを提供しているだけの事業者から自ら主体的にコンテンツを配信している事業者まで多様な種類の事業者がいることを踏まえ、その性質に応じた役割や責任を明確にする必要がある。また、同措置を導入する場合にどのような要件の下でプロバイダの責任を免責するかについても、著作権を侵害するコンテンツを自ら発信していて、直接侵害者となるプロバイダが免責されない（プロバイダ責任制限法第 3 条第 1 項ただし書）ことはもちろんのこと、侵害防止措置を取っていてもその成果が上がらず結局は著作権侵害コンテンツを配信し続けているようなプロバイダも免責されるべきではない。このようなプロバイダの責任が十分に議論されないまま、安易に事業者が免責となる範囲を拡大することがあってはならないと考える。

法人・団体名：日本行政書士会連合会

該当ページ：

概要：

全文： 著作権侵害防止の観点及び利用者の保護（利用者が違法と知らないでアクセスしてしまう）の観点から検討をお願いしたい。

法人・団体名：株式会社 日本国際映画著作権協会

該当ページ：18

概要：プロバイダ責任制限法 3 条 2 項 2 号を改正し、権利者から通知があった場合、直ちに削除することを義務付けること、侵害行為を防止する技術的措置を義務付けること、また発信者情報の開示を義務付けること、更に継続的に違法サイトを掲示している動画投稿運営者には免責措置を設けないこととして頂きたい。

全文：現行のプロバイダ責任制限法は、情報発信者に対し、照会を行ってから 7 日以内に当該発信者から送信防止措置を講じることにつき同意しない旨の申し出がなかった場合に免責の対象とする旨規定しています。しかしながら、封切直後の映画がインターネット上にアップロードされている場合、数えることが出来ないほど多くのダウンロードが瞬時にして行われているのが実情であります。このような行為については、一刻の猶予も計られるべきではありません。また、権利者によって、劇場公開直後に同映画が無料で配信されることはなく、したがってこの種の映画がアップロードされている場合、かかる行為が違法であることは明白であります。このような明確な違法行為を防止すべく、プロバイダーとしてはこの種のコンテンツをフィルタリングし、かかる著作権侵害の拡散を食い止める措置を講じることへの義務付けを希望いたします。同様に、動画投稿サイトの多くは劇場用映画や放送番組を無許諾で掲載するものが多いのも現状であります。この様なサイトの運営者はアップロードされているコンテンツが違法に利用されていることを知りえる状況にあり、免責規定を適用する必要性はないものと判断します。かかる運営者は違法なコンテンツの投稿者が行う著作権侵害行為を結果において幫助することとなるものであり、かかる運営者に対する刑事・民事の責任追及を可能にすることこそが、適正なる著作権保護と考えます。また、違法な投稿者に対するエンフォースメントの実行性を確保するために、権利者が求める場合、投稿者に関する情報開示義務を設けるべきであると考えます。この場合、この様な情報開示行為が個人情報保護法の関係で違法ではないことを規定することにより、円滑な情報開示を促進する手段となることを希望します。プロバイダーの責任を考える場合、上記のような現状を踏まえつつ、適切な措置が摂られることを強く希望します。

法人・団体名：日本知的財産協会

該当ページ：18～22

概要：プロバイダ責任制限法の改正ではなく、現行枠組みの延長線上で民間の自主的な取組を広げていくことが望ましい。技術的侵害防止措置の導入義務付けは慎重に検討すべき。

全文：プロバイダ責任制限法の運用においては、プロバイダ及び権利者等による民間の自主的な取組として「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」を定め、プロバイダが違法コンテンツの迅速な削除に努め一定の成果をあげているところである。このような状況において、報告案では、「主に侵害の温床となっているのは業界団体の枠組みに属さないような事業者である場合が多く」（21ページ）と指摘し、「プロバイダには合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けること」（22ページ）を提言しているが、そのような一部の事業者のために一律して技術的侵害防止措置の導入を義務付けることは、これまで真摯に対応してきているプロバイダに対して新たな負担を課すことになり妥当性を欠く。また、技術的侵害防止措置を導入したとしても、その回避手段が生み出されて、「合理的な範囲で標準的なレベル」は極めて変動的となることが予想され、プロバイダに過度の負担を課し、産業政策上も悪影響を及ぼすことになりかねない。以上より、本件は、現行枠組みの延長線上で民間の自主的な取組を広げていくことを第一に検討すべきであり、技術的侵害防止措置の導入義務付けについては慎重に検討する必要があると考える。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：21頁19行目～

概要：技術的な侵害防止措置の導入を「義務付け」には賛成します。この義務に加えて、侵害防止に関わる体制の継続と運用も義務づけるべきと考えます。

全文：この報告案では、「合理的な範囲」で「標準的なレベル」の技術的な侵害防止措置の導入を「義務付け」が記述されています。このような技術的な侵害防止措置の導入を、プロバイダに義務付けることは賛成します。ただ、原案では漠然とした基準です。現実には被害を受けている権利者の要求を十分に踏まえたうえで、詳細な検討が行われるべきと考えます。また、技術的な措置だけではなく、プロバイダによる侵害防止に関わる体制と継続的な運用についても義務づけるべきと考えます。



法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：22 頁 7 行目～

概要：違法コンテンツの配信に関するプロバイダの免責は、一定以上の違法コンテンツ対策について、プロバイダの自主的な努力を阻害する恐れがあり反対します。

全文：この報告案では、「事業者の予見可能性を高める観点からは、・・・」明確な免責規定が記述されていますが、このような施策は、コンテンツ保護という目的からも外れ、コンテンツ違法流通を促進するため反対します。具体的には、このような規定により、プロバイダは一定以上の努力をするインセンティブを失います。その結果、プロバイダの自主的な努力が促されなくなり、違法流通対策の実効性が失われる恐れがあります。また、違法コンテンツが配信された場合、結果として、プロバイダは利益を得て、権利者は権利侵害を受けることとなりますので、プロバイダが何等責任を負わないとすることは、バランスを欠くと考えます。

法人・団体名：日本弁理士会

該当ページ：21～22

概要：プロバイダに義務を課すだけでなく、権利侵害を予防・排除するためのモデルの提案、コンテンツ事業者等が違法コンテンツを排除するための手段を講じることを促す議論も必要。

全文：第 21～22 頁「(5) 検討結果」では、制度上の見直しについて検討し、実効性のある方策を構築するものとされ、その対応案として、プロバイダに対して「合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務づけること」が示されている。しかし、一概に「標準的なレベルの技術的な侵害防止措置」と言っても具体的でなく、説得力に欠ける印象を受ける。また、技術の進展速度を考慮すれば、仮に侵害防止措置の導入を義務付けたとしても、その実効性が果たしてどの程度の期間担保されるのかという心配もある。プロバイダに何らかの制限や義務を課す議論だけでなく、権利侵害を予防し、あるいは権利侵害を排除するためのモデルを提案するような議論もあってよいのではないかと考えます。また、本項では、プロバイダの責任ばかりが議論されているが、法的措置を講じてもその規制を受けるのは国内のプロバイダである。プロバイダの負担がいたずらに増大すれば、国外プロバイダを利するところとなり、ひいてはコンテンツの国外流出を促進し兼ねないリスクが存在する。サイト上に存在する違法コンテンツを自動的に検知し、又はその検知を補助するための技術・サービスが種々提案され、コンテンツホルダや権利者側が、これらの手段を利用して違法コンテンツを排除しようとする動きも一部に見られるようであるところ、プロバイダにこの種の措置を講じることを要請するだけでなく、コンテンツ事業者や権利管理団体等がこうした手段を講じることを促すような議論があってもよいと思われる。

法人・団体名：日本弁理士政治連盟

該当ページ：18

概要：「Ⅲ-2. インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について」 民間の業界団体による取り組みだけでは限界があり、侵害防止措置のために何らかの技術的な防止手段、監視をプロバイダ、通信業者等に義務付けることは賛成である。ただし、国内だけでは限界があり、諸外国との協調体制も必要である。

全文：「Ⅲ-2. インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について」 問題の所在として、著作権侵害の対策及び健全な通信サービスの運営の観点から、プロバイダ責任制限法が十分に機能しているかどうか検討を行った、という点は評価できる。 昨今の違法なゲリラ的な動画サイトで、映画の新作等が出されている現状を考えると、民間の業界団体による取り組みだけでは限界があり、侵害防止措置のために何らかの技術的な防止手段、監視をプロバイダ、通信業者等に義務付けることは賛成である。ただし、国内だけでは限界があり、諸外国との協調体制も必要である。

法人・団体名：社団法人 日本民間放送連盟

該当ページ：21~22

概要：プロバイダに対して、技術的侵害防止措置導入の義務化とともに、より広範に結果責任を問えるような法的措置が必要である。

全文：現在、正規コンテンツのネット流通が期待されたほど十分に進んでいない大きな原因の一つは、違法コンテンツが大量にネット上に氾濫していることである。従って、違法コンテンツ対策はネット流通を促進するために重大な意味を持っている。一部のプロバイダと権利者の間では、確かに話し合いの場は設けられており、一定の自助努力が認められる面もあるが、それはあくまでも現時点での一部のプロバイダのみの取り組みにとどまっており、将来を見通した時の懸念がなくなったわけではない。したがって、技術的な侵害防止措置導入の義務化だけではなく、プロバイダに対してより広範に結果責任を問えるよう、法的措置を行うのが適当である。

## 法人・団体名：社団法人日本レコード協会

該当ページ：21～22

概要：1. 違法ファイルを減少、撲滅させるためにはプロバイダに一定範囲内で侵害行為の防止措置を講ずることを義務付けるべきである。

2. 違法行為者に対し被害者が迅速に権利行使できるよう発信者情報開示請求手続きを改善すべきである。

全文：1. 日々大量に発生する著作権侵害行為に対し、事後的対応である違法ファイルの削除だけでは権利保護の実効性を欠く。また、削除要請に要する権利者側の負荷も耐え難いのが実情である。インターネット上の著作権侵害を放置することが社会的な損害であることを認識し、これを減少させるために、違法行為者と権利者の間に立つプロバイダにも一定の責任を負わせることが必要である。従って、諸外国の例を参考に、一定のプロバイダに対して侵害防止措置を合理的な範囲で講ずることを義務付け、この義務の履行をプロバイダ責任制限法による免責を受ける要件とすべきである。なお、プロバイダが同時に発信者である場合、発信者として違法コンテンツの流通に責任を負うのは当然のことであり、プロバイダであるからといって発信者としての責任を免責することのないように留意する必要がある。

2. 現在、被害者が違法行為者に対し損害賠償等を請求するに当たり当該者の住所、氏名等を確認するために半年から1年の時間と相当なコストがかかっており、その負担に耐えられない権利者は泣き寝入りせざるを得ない状況である。したがって、発信者情報の開示請求手続きを早急に見直しすることが必要である。

## 法人・団体名：ビジネス・ソフトウェア・アライアンス

該当ページ：

概要：侵害阻止のため権利者とISPの協力でインセンティブを与える法律上の対策に賛成。ネット上の著作権侵害を検知、阻止、防止する法的義務をISP及び技術提供者に課すことには反対。

全文：専門調査会は、日本の法律上のインターネット・サービス・プロバイダの責任の取扱について再検討しています。権利者の中には、「技術的な侵害防止策」の導入や、侵害者情報の開示請求手続の簡素化を要請する声もあります。その一方で、プロバイダからは、現行の枠組みの中で自主的な取り組みに委ねることが提案されています。BSAは、侵害を阻止するために権利者と協力しようというインセンティブをプロバイダに与える法律上の対策に賛成します。効果的な法制度の重要な要素には、(1)プロバイダのシステム上に掲載されている侵害物を迅速に削除すること、(2)侵害者であるとされる者を特定するための合理的なプロセス、及び(3)違法ファイル・シェアリング等のインターネットの悪用を繰り返すユーザーに対する適切な制裁措置等があると考えられます。一方、BSAはネット上での著作権侵害を検知し、阻止し、防止すること焦点とした法的義務をプロバイダ及び技術提供者に課すことには反対します。「技術的な侵害防止措置」(フィルタリング等)の義務化は、技術の強制という広範な問題のうちの、1つの特別な具体例です。技術産業界としては、特定技術の利用を政府が義務化することに強く反対します。法制化のプロセスは、技術の発達速度についていくことができず、ふさわしくないものです。これとは反対に、技術開発を最も推し進めるものは市場の要請であるということを示す証拠が示しています。さらに、規制による義務化は特定の技術を萎縮させ、イノベーションを抑制してしまいます。BSAは、プロバイダと特定の権利者との間における、侵害防止のための技術的措置についての純粋に自主的な取り決めには、それが以下の条件を満たす場合には、これに反対するものではありません。&#8226; 包括的・自主的なプロセス：現在のネットワーク構成にフィルタリングを組み込むことは、ネットワークの他の要素との相互作用に悪影響を及ぼす可能性が高く、複雑なものです。自主的な技術的な解決は、全ての利害関係者が全面的に参画する機会のある、包括的かつ自主的なプロセスを経た結果であることが必要です。&#8226; プライバシー／セキュリティ：伝送中の侵害コンテンツを探知することは、必然的に、伝送されているコンテンツの何らかの検査及びその伝送が侵害行為か否かに関する判断を伴うこととなります。これは、重大なプライバシーの問題を引き起こすものであり、セキュリティ・リスクをももたらす可能性があります。自主的なフ

フィルタリングの制度を導入する前に、これらの懸案事項を検討する必要があります。  
② パフォーマンス： ネットワークレベルでのフィルタリングには大きな負担を伴います。ユーザー作成コンテンツサイトや大学ネットワーク等の限られた環境で機能する技術は、国レベル、国境を越える国際レベルのネットワークやサービスの要請には対応できないと判明する可能性があります。このような技術が、ネットワークの混乱や全体的なシステムのパフォーマンスを低下させるリスクを現実的に見極めるべきです。侵害となる伝送を検知し、制限し、又は防止するための技術は、ネットワークやシステムのパフォーマンスに対する悪影響が最小となるように設計されなければなりません。

**法人・団体名：マイクロソフト株式会社**

該当ページ：

概要：ISPの責任範囲の明確化について更なる整理が行われるべきとの方向性については賛成するが、政府による特定な技術レベルの侵害防止装置の導入を義務づけることは反対。

全文：インターネットサービスプロバイダの責任範囲をさらに明確化するための整理は必要であるが、政府により技術的に特定されたレベルの侵害防止措置の導入を義務付ける等の項目については反対である。そもそも、「標準的な技術」の定義・選定は技術の進展を考慮すればおよそ容易ではなく、政府による特定技術の実装を強制することは政府の技術中立性の立場からも適切ではない上に、それら技術の特許との関係及び実装に係る企業の負担等を含めた幅広く注意深い検討が必要と史料。

## 法人・団体名：ヤフー株式会社

該当ページ：20～22

概要：技術的侵害防止措置の導入義務付けに反対する。プロバイダ責任制限法の改正ではなく国民の取り組みに任せるべきである。

全文：「動画投稿サイト運営者等特定のプロバイダには合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けることが考えられる」との結論に反対する。技術的侵害「防止」措置とあるが、そもそもプロバイダは法律上も判例法理上も事前監視の義務を負うものではなく、発信者の表現の自由やプライバシーを尊重し、通信の秘密を保持することが求められているのであり、プロバイダ責任制限法の立法趣旨等を正しくふまえて議論をすべきである。米国において、20ページに挙げられているフィンガープリントを用いたコンテンツ識別技術は存在しているものの、表現の自由とのバランスを図るべく、ノーティスアンドテイクダウンの仕組みと組み合わせて利用されており、削除などの措置は、権利者の請求に従い事後に行われているものである。米国著作権法第512条(i)が標準的な技術的手段に関する規定の例として挙げられているが(22ページ注)、上記コンテンツ識別技術はこの規定の要請に基づく技術ではないし、その他何らの標準的な技術も存在していない。技術手段の具体的な内容や実効性を検討することなく、中立的立場であるプロバイダに対していたずらに導入義務を課すと、プロバイダに対して過度の負担を強いる結果となることは、明らかである。以上より、技術手段の内容や実効性の検証はおろか、プロバイダ責任制限法の運用実態の検証も不十分であると考えから、未だプロバイダ責任制限法の改正や技術的手段の導入には反対であり、従来どおり国民の取り組みに任せるべきであると考え。

## 法人・団体名：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

該当ページ：

概要：間接侵害の範囲の明確化の議論は、権利者の利益も十分に考慮し、ユーザー・事業者の利便性と衡量して進められるべきである。

全文：インターネットの出現により、著作権侵害を直接に行っておらずとも、例えば違法アップアップロードサイトへのリンク集の提供のような、著作権侵害行為の助長ないしは著作権侵害物へのアクセスを容易とする行為が増加しており、権利者としては対応に苦慮しているところである。本報告案では、コンテンツの利用促進に資する新規ビジネスが、結果として間接侵害責任を問われまいとの観点から間接侵害の範囲の明確化を求めているが、大量かつ深刻な著作権侵害行為を助長しかねないビジネスを、侵害行為を防止するための適切な措置を講じないで行うことが容認されるものではない。間接侵害の範囲の明確化をめぐる議論は、権利者の利益を十分に考慮し、ユーザー・事業者の利便性と衡量して進められるべきであると考え。

法人・団体名：ソフトウェア技術者連盟

該当ページ：

概要：1 DMCA 程度の保護を与えられたい。2 カラオケ法理の安易な拡大に対する対策をされたい。3 刑事罰に対する免責も検討されたい。

全文：プロバイダ責任制限法を実効性あるようにすることは、緊急の問題であり早急に着手されるべきである。また、プロバイダ責任制限法は刑事処罰に関する免責を認めておらず、この点も早急に対応されるべきである。プロバイダ等に対する著作権侵害の責任追及は、いわゆるカラオケ法理を拡大適用する裁判例などにより實際上死文化に近い状態である。米国では、DMCAによる保護により Youtube 等のサービスが隆盛化しており、日本の ISP は訴訟リスクからサービスに踏み出せないのが現状である。国際競争力の観点からも米国と同等な保護は与えられたい。

法人・団体名：ソフトウェア技術者連盟

該当ページ：

概要：1 カラオケ法理の拡大解釈に対する対応をされたい。2 セーフハーバーの規定をすべきである。3 刑事処罰にも対応されたい。

全文：日本は、カラオケ法理の拡大適用により、アメリカで間接侵害が認められる範囲以上に、直接の侵害者であると認定される状況となっている。間接侵害とされる範囲について明確化することは賛成であるが、例えばアメリカの間接侵害は、ソニー判決等によるセーフハーバー（責任を問われない範囲）を前提にされており、我が国で明確化するには、非侵害的関与の範囲を設けるべきである。また、間接侵害は一般に差し止め等の議論とされているが、日本の著作権法は非常に広汎な刑事罰規定を設けており、また、刑法上幫助が成立するとされている範囲は非常に広い。いわゆる Winny 事件以降、ソフトウェアの開発は萎縮し、優れた人材の海外流出も著しい。刑事処罰に対しても、中立的な機器の提供は刑事処罰の対象外とするような対処がされたい。

法人・団体名：**社団法人 電子情報技術産業協会**

該当ページ：23

概要：著作権法における間接侵害について、近時の裁判例が示す過度に厳しい判断を是正する方向で、検討を早急に進めていただきたい。

全文：検討結果にあるとおり、近時の裁判例は個別具体的にみると、それぞれにサービス提供の仕組みが異なるものではありませんが、侵害行為の主体としての認定について統一的な判断基準に基づき判断されているものとは言えない状況にあると考えます。このような状況下では、コンテンツの利用に関する利便性を向上させるようなサービスや機器、あるいはコンテンツの流通の仕組みとして新たなサービスを提供しようとする者がその法的リスクを正確に予見することができず、新たにサービスや機器を提供しようとすることに対する萎縮効果があり、ひいてはコンテンツの需要喚起などについて支障が生じかねない状況と言えます。したがって、サービスや機器を提供しようとする者が法的リスクの側面で安心してサービスや機器の提供を行うことができる環境を構築するため、著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化に関し、早急に検討を進めていただきたいと思います。また、近時の裁判例の結論をみるとサービス提供者にとって厳しい判断といえ、この点からも、新たなサービスや機器の提供及びその技術開発に対する萎縮効果があると思われる。上記明確化の検討におかれましては、新たなサービスや機器の提供及びその技術開発に対する過度の規制がなされないよう、配慮がなされることを希望します。

法人・団体名：**株式会社東京放送**

該当ページ：25

概要：「間接侵害」の考え方は一定の著作権侵害抑止効果を発揮しているので、効果を維持できるようにする方向で、「間接侵害」の明確化を検討すべきである。

全文：「間接侵害」の考え方が、一定程度ではあるが、デジタル技術を利用した新しい著作権侵害行為の抑止に効果を発揮している現状を認識し、今後も同様の効果を維持できるようにする方向で、「間接侵害」の明確化を検討すべきである。

法人・団体名：**社団法人 日本音楽著作権協会**

該当ページ：25

概要：差止請求の対象範囲の明確化等が必要との方向性を支持する。ただし、これまでに内外の裁判例において示された著作権保護の水準を下回ることがないように留意すべきである。

全文：デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物利用の仕組みが複雑化する傾向にあり、著作権侵害の発生の様態も多様化している。このような状況において、著作権侵害の発生を実効的に抑止するためには、侵害の発生に関与した者が、どのように関与した場合に責任を負うこととなるのか、差止請求に服することとなるのかを、立法措置によって、一定程度明確にする必要がある。その際、これまでの我が国の裁判例において、侵害の発生に対する関与の様態から著作物の利用主体として差止請求に服せしめることが合理的であるとする判断が確立された類型については、もはや「間接侵害」の明確化の問題として議論する必要のない部分であって、既に確立されている判断の枠組みに沿った規定化を検討すべきである。匿名性が高く一旦侵害が起きるとたちまち被害が拡散するインターネット上での著作権侵害を、コンテンツホルダーや著作権者だけの力によって防止することは事実上困難である。このような状況の中で、個々のユーザーの著作物利用行為に対して重要な関与をしている事業者が一定程度の責任を負担することで、権利侵害が実効的に抑止され、現にコンテンツの流通が促進されてきている（例えば、Yahoo! ビデオキャスト、ニコニコ動画などの動画共有サービス）。いずれにせよ、裁判例が合理的な解決を図ることで確保してきた実効的な著作権保護の水準を、今後の立法措置によって、低下させるようなことがあってはならない。一方、著作物の利用主体として性格付けることができるかどうかにつき、我が国の裁判例において必ずしも判断が確立されているとはいえない類型については、米国をはじめとする主要国における裁判例を参照し、著作権侵害の実効的な抑止及び著作権保護の国際的水準との調和を図るべきである。例えば、P2Pソフトウェアの配布者の著作権侵害責任を認めた「MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd. 事件」（2005年6月27日米国連邦最高裁判決）や、ハイパーリンクを提供するウェブサイトの運営者の著作権侵害責任を認めた「Cooper v. Universal Music Australia Pty, Ltd. 事件」（2006年12月18日オーストラリア連邦控訴裁判所判決）などの判例があるにもかかわらず、今後日本国内で生ずる同様の事件について、法体系の相違を勘案したとしても、主要国における著作権保護の水準を下回ることとならないよう、今後の検討において十分に留意すべきである。

法人・団体名：**日本行政書士会連合会**

該当ページ：

概要：

全文：具体的な侵害行為の分析やその体様を検討することが必要かと思われるが、著作権法 112 条第 1 項の規定の見直しが必要かと思われる。物理的には侵害行為を行っていない者への差止請求ができるように法改正を図るべきである。



法人・団体名：**株式会社 日本国際映画著作権協会**

該当ページ：23

概要：著作権侵害行為の幫助となる行為に対し、権利者が差止請求を提起できることを著作権法上明確に規定することを希望します。

全文：インターネットやデジタル技術がここまで進歩した現在、著作権侵害行為を可能な限り素早く阻止することが、著作物の適正かつ効率的な保護につながります。著作権侵害により生成された違法なファイル等に対して、ノーティス・アンド・テイクダウンが全て円滑に行われる場合は、差止請求権をプロバイダーに対し提起する必要性は少ないと思われませんが、テイクダウンを拒むプロバイダーに対しては、違法行為の幫助者として差止請求を行えることは極めて有益な権利保護手段となります。かかる幫助者に対する差止請求権を設けることは、迅速な権利保護が行われる事であり、差止請求という司法的手続きの中で、権利侵害及びその虞の存在に対しては、法律に基づいた判断が行われて、かかる幫助行為の発生の防止にもつながります。

法人・団体名：**日本弁理士会**

該当ページ：25

概要：間接侵害の明確化に関する検討を早急に進める方針に賛成。ただし、著作物の性質、行為の目的、態様といった個別具体的な要素を考慮して、具体的な規定とすべき。

全文：カラオケ法理の拡張解釈により、物理的に侵害行為を行っていない者を侵害行為の主体と判断することは、従来では想定し得なかった新たなサービスに対する法的評価の予見性を低めることとなり、一定の歯止めをかけることが必要と思われる。よって、第25頁の「(5) 検討結果」に記載されているように、「間接侵害」の明確化に関する検討を早急に進める方針に賛成である。ただし、著作物の性質、行為の目的、態様といった個別具体的な要素を考慮して、なるべく具体的な規定となるよう配慮すべきである。

法人・団体名：日本弁理士政治連盟

該当ページ：23

概要：「Ⅲ-3. 著作権法におけるいわゆる『間接侵害』への対応について」 検討結果にもあるように、間接侵害等の法的な概念が明確でなく、早急な立法化は困難であり、今後の判例、学説を待つべきである。

全文：「Ⅲ-3. 著作権法におけるいわゆる『間接侵害』への対応について」 問題の所在として、近年のデジタル技術やネットワーク技術の発展により、従来では見られなかった侵害行為の幫助的な行為も存在するので、この抑制すべきとしている。しかしながら、検討結果にもあるように、間接侵害等の法的な概念が明確でなく、早急な立法化は困難であり、今後の判例、学説を待つべきである。

法人・団体名：マイクロソフト株式会社

該当ページ：

概要：間接侵害の範囲の明確化に関する検討はサービス提供者に資することであるが、その方法については、法制化以外の方法論も含め、更なる議論が必要。

全文：間接侵害の侵害者の認定は、様々なサービス提供者が安心してサービス提供を行うに当たって重要な課題であるが、現行のプロバイダ責任制限法下の運用において更なる判例の蓄積を待った上で、法制化以外の方法論も含めたアプローチについて検討する事が重要と思料。

## 法人・団体名：ヤフー株式会社

該当ページ：25

概要：「カラオケ法理」は事業者に新規サービス提供等への萎縮効果を生じている。「間接侵害」の明確化にあたっては、広く産業政策上の観点から制度設計を検討すべきである。

全文：「著作権法上のいわゆる『間接侵害』の明確化に関する検討を早急に進め、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等が必要である」との結論に対し、差止請求の範囲を明確化すること等については賛同するが、その際に、従来の判例法理をそのまま立法化するような拙速な結論を導くことのないよう、留意いただきたいと考える。「カラオケ法理」は、適用対象・適用範囲が曖昧であり、法理の過度な拡張が生じている結果、事業者に対し新規サービス提供等への萎縮効果を与えている。従って、「間接侵害」の明確化の検討にあたっては、「カラオケ法理」や同法理下での裁判例の蓄積を所与の前提とすることなく、広く産業政策上の観点から規範および制度設計を検討する必要があると考える。

## 法人・団体名：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

該当ページ：

概要：インターネット上の著作物の違法流通対策には、国境を越えた流通への対策が不可欠であり、その目的を達するために、海外の法制度およびその運用等の情報収集、及び同様の問題を抱える諸外国との強調をさらに進めていく必要がある。

全文：インターネット上の著作物の違法流通対策には、国境を越えた流通への対策が不可欠であり、その際には海外の法制度およびその運用等の情報収集、および同様の問題をかかえている諸外国との協調が不可欠である。そのため、準拠法及び国際裁判管轄について十分な検討が必要である点は賛同できる。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の合意形成に向けた取り組みは、今後も引き続き進めていただきたい。ただし、既に各国個別にインターネット上の著作物の違法流通に対する法整備や実務対策が講じられていることを鑑みると、早急に以下の点については実行に移すべきと考える。（１）海外の法改正等の情報共有スキームの構築 インターネット上での著作権侵害対策として、各国で著作権法の改正や、権利者・ISP等の事業者間の覚書締結等、様々な対策が講じられている。しかしながら、各権利者（団体）等が個別に詳細な情報を入手するのは負担が大きく、かつ非効率的であるといえる。そこで、政府が中心となり、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者（団体）等に提供するスキームの構築が必要であろうと考える。（２）他国と情報共有・協議を行う場の設置 国境を越えた著作権侵害対策のためには、日本のみならず、同様の問題をかかえている他国と情報を共有し、対策を協議する場が不可欠である。そこで、政府が中心となり、各国の権利者、ISPやインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要であると思われる。（３）海外における著作権侵害情報の収集 海外での日本の著作物の違法流通対策として、現地での違法流通の情報収集が不可欠であるが、権利者単独で世界中の侵害状況を収集することは非常に困難である。そこで、（１）と併せて、政府が中心となり、例えば、大使館職員等が赴任先において日本の著作物の侵害情報を日常的に収集し、権利者に提供するような仕組みを設けることが有益であり、このような仕組みによって、より効果的な侵害対策が講じられるようになると思われる。また、このような仕組みを講じるにあたっては、権利者等からの情報提供が必要であり、この点に関しても、著作権侵害実態等に関する知識を共有するための研修等を実施するなど、政府、大使館等で著作権侵害情報等が共有できる仕組みが必要であろうと考える。

法人・団体名：**障害者放送協議会**

該当ページ：26

概要： わが国が署名し、批准の準備を進めている「障害者権利条約」第30条3の趣旨を最大限尊重し、障害者のある人もない人も等しく文化的生活を送れるよう法改正や制度設計をすべきである。

全文： 国際的な制度調和を考慮する際に、「国連障害者の権利条約」第30条3でうたわれている「締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。」という趣旨を最大限尊重すべきである。そして障害者が自由に文化的活動に参加し文化の発展に寄与できるよう、法改正や制度設計を推進すべきである。

法人・団体名：**社団法人日本映像ソフト協会**

該当ページ：26～28

概要： A C T Aへの合意形成と海外の動画投稿サイト等における日本コンテンツの適正保護のための対策を、海外の政府や事業者に働き掛けていただくことを要望します。

全文： 「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」（以下「本報告書」といいます。）28頁では、「「模倣品・海賊版拡散防止条約（A C T A）（仮称）」の合意形成に向けた取組を進めるとともに、海外の政府や事業者に対し、関係省庁と民間が連携して日本のコンテンツの適正な保護に向けた制度面・運用面での改善を行うよう引き続き積極的に働き掛けることが必要である。」と記されています。海外の動画投稿サイト等において、多数のわが国のコンテンツが著作権を侵害されてアップロードされています。権利者としても削除要求等を行っているところですが、サイト運営者の対応は極めて不十分なサイトが少なくなく、対策に苦慮しているところです。したがって、「模倣品・海賊版拡散防止条約（A C T A）（仮称）」の合意形成に向けた海外の政府への働きかけを要望いたします。また、関係省庁におかれましても、海外の動画投稿サイト等での権利侵害の防止について、ぜひ海外の政府や事業者への働き掛けをお願いいたします。以上

法人・団体名：日本行政書士会連合会

該当ページ：

概要：

全文：インターネット上における著作権侵害における、準拠法及び国際裁判管轄については、今後検討し、明確にしていかなければならない課題であるので引き続き検討をお願いしたい。

法人・団体名：株式会社 日本国際映画著作権協会

該当ページ：26

概要：インターネット時代において著作権の国際的保護の必要性は高まる一方ですが、如何なる法を定めるかは各国に委ねられた行為であり、立法及び司法の独立を侵害することは出来ません。その意味で、各国の法律を如何にスタンダードなものにするかが重要と考えます。

全文：インターネットの時代においても、著作権侵害行為を行うのは人であります。その侵害者に対し、如何なる法的措置をとるかは、それらの者が所在する場所、または管轄を認められ接点の場所での法律によるしかないと考えます。管轄の問題を大幅に見直すことを検討することの意味はあると思いますが、現時点で効果的なのは、各国の著作権法制度の内容を可能な限り同様のものとし、コンテンツ権利者がどの管轄においても同様の保護を得られるようにすることであると考えます。その意味では、わが国においては、少なくとも違法サイトからのダウンロードは、30条の適用除外とし、アメリカ合衆国やイギリス並みの保護とすることは急務であります。また、デジタル時代となった今、私的使用目的の複製についても、同様の観点から、抜本的見直しが必要であると考えます。各国の法制度が整えば整うほど、権利者の国際的保護が図られることと考えます。

法人・団体名：日本弁理士会

該当ページ：27～28

概要：国際裁判管轄、準拠法に関する制度調和が進むことに期待する。海外における侵害対策（模倣品対策）については、日本弁理士会も今後の取組に協力を惜しまない所存。

全文：報告書案にて指摘されている通り、インターネットの普及に伴って著作権侵害行為を一国の法律のみで規制することは困難となりつつあり、国際裁判管轄、準拠法に関する制度調和が進むことに期待する。海外における侵害対策、特に模倣品対策については、日本弁理士会も関係省庁と連携を図りつつ、既に相当期間に亘って関係組織で検討し、提言等をしてきたところであり、今後の取組に協力を惜しまない所存である。

法人・団体名：日本弁理士政治連盟

該当ページ：26

概要：「Ⅲ-4. 国際的な制度調和等について」 現在協議が続けられている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の合意形成に向けて努力することは賛成である。他の方策として、既存のWIPO等の国際機関、国際商事仲裁機関のような民間機関による調停、仲裁機能も活用して、適正で迅速な解決を目指すべきである。

全文：「Ⅲ-4. 国際的な制度調和等について」 問題の所在として、近年のデジタル化の進展やインターネットの普及により、国境を越えて流通するようになり、国境を越えた著作権侵害も増大しているので、著作権侵害に関する司法救済等の国際的な制度調和の在り方について検討した点について評価できる。現在協議が続けられている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の合意形成に向けて努力することは賛成である。他の方策として、既存のWIPO等の国際機関、国際商事仲裁機関のような民間機関による調停、仲裁機能も活用して、適正で迅速な解決を目指すべきである。

法人・団体名：**社団法人 日本民間放送連盟**

該当ページ：

概要：国際的な制度調整を図りつつ、国家間レベルでコンテンツの適正な保護対策を強力かつ早急に推進すべきである。

全文：近年、海外の動画投稿サイトに日本の放送番組が違法にアップされ、放送事業者や多くの権利者が経済的な損失を被っている。特に中国のサイトによる著作権侵害の被害が甚大であることは周知の事実である。こうした侵害行為により、放送事業者は海外番販やパッケージ販売など大きなビジネスチャンスが失われていることは言うまでもない。国際的な制度調整を図りつつ、国家間レベルでコンテンツの適正な保護対策を強力にかつ早急に推進すべきである。